平成28年度 第1回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【平成28年7月20日(水)13時30分から15時00分】

報告第1号	枝川町戸建住宅A地区景観重点地区の指定について(報告)
主な質問、意見等	・ 景観形成基準にある「緑化」項目の「在来種を3本以上植栽する」について、本地区にふさわしい推奨樹種を示し、誘導するのが良いのではないか。 【当局回答】 原案は変更なしとする。 開発事業者と協議のうえ、誘導方策の検討を行う。 ・ 間口の広さに関わらず、「高さ2.5m以上の樹木を2本以上植栽する」
	としているが、「甲陽園目神山地区」などと同様に戸建住宅地であっても間口緑視率を採用した方が良いのではないか。 【当局回答】 原案は変更なしとする。 本地区では、最低敷地面積が130㎡となっており、地区内道路に面する部分が1面のみの場合、間口緑視率10%の確保は厳しい。ただし、地区内道路側に2.5m以上の樹木を2本以上、地区外道路側には、0.3m幅の植栽を設けることにより一定の緑量は確保できると考える。
	 広告物の景観形成基準にある「その他」項目に、位置や方向だけでなく、「照明等の明るさ(輝度)にも配慮する」という言葉を盛り込んでほしい。 【当局回答】 原案の修正を行う。